

※以下に記載しております御意見のほか、誤字脱字・公用文としての書き振りといった形式的な点でも多くの御指摘をいただきました。これら御意見を以下に記載することは分量や明瞭さの観点から控えておりますが、いただきました御指摘につきましては全て確認の上適宜修正いたします。

【ガイドライン（素案）全体】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
全体 1	<p>ガイドラインの文面が難しくまた分量が多いため理解することが難しくなっている。本ガイドラインの趣旨は公益法人が、各種申請や事業遂行を行う際の参考となっているが、全てを理解できる法人は大規模の一部法人に限られると思われる。特に小規模の法人については主たる事業の間に作業を行っていることが多い。このような法人に理解を行うために図表などを用いた簡易な表現による概略版等の作成をお願いしたい。</p> <p>また、現代は必要な情報を短時間で得ることが求められている。このため、1章1節、2節等できる限り細かく、法人が見たい部分のみ短時間の視聴で理解できるY o u T u b e等を作成していただきたい。これにより同じ内容を行政としても同じ質問に対して個別に説明するのではなく指定したY o u T u b e等を誘導することで時間の短縮ができ検査等重要な業務を行うことが可能になる。</p>	<p>ガイドラインを含め、制度を分かりやすく周知していけるよう、広報資料・研修資料等について検討してまいります。</p>
全体 2	<p>■全体的に文章のみではなく、より図を交えてわかりやすく説明してほしいです。</p> <p>■既に記載されている部分もあるが、ガイドライン内でも関係しているページや関わっているページについて、参照〇ページと付記してほしい。どこに何が書かれているか現時点でもわかりづらい。併せて、PDFにリンク付けし、クリックすると該当ページに飛ぶような仕様にしていただけるとありがたいです。</p>	<p>ガイドライン案全体の見やすさの観点につきまして、いただいた御指摘も踏まえ検討、修正してまいります。</p>

	■31、32、42、69～78 ページの画像データをより鮮明にしてほしいです。	
--	---	--

【第1章～第3章】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
第1章1	P.12 (2) ○1つめ 「公益法人にとって、行政への対応に係る業務は、負担であり」について、「行政への対応に係る業務」には、不適正運営にかかる指導への対応等一切の行為が含まれると解されますが、全てを「負担」として表現するのは適当ではないと考えます。	行政への対応業務に意義がある（必要である）ということは、公益法人の負担にならないことを意味しないと考えています。 行政が、公益法人に対して情報提供を求めるに当たっては、その必要性に応じ、法人の負担を最小限とする必要があります。
第1章2	【1】P13 第4節 内閣府と都道府県との連携 ⇒制度切り替えにより、法人からの問い合わせが急増すると見込んでいますが、法人の個別事情を考慮した対応が必要な案件がある一方で、そもそも制度について教えてほしいなど一般的な問い合わせも相当数あると思われま。一般論であっても、できるだけ、行政庁間で差異がないように回答することが制度に対する信用を確保することにつながると考えます。そこで、内閣府において、全国の公益法人が利用できるコールセンタ	内閣府では、従前から公益法人制度に係る相談専用の電話窓口を設けているところです。 (参考) 03-5403-9669

	一のような機能を設けていただくことはできないでしょうか。ご検討いただけると幸いです。	平日10:00～16:45
第1章3	【2】P14 第5節 行政手続法及び行審法との関係 ⇒「行審法」は、「行政手続法」の表記とのバランスをとって「行政不服審査法」と表記した方がよいのではないか。(以降は「行政不服審査法(以下「行審法」という。))」として行審法の表記でよいと思われます。	御指摘を踏まえ修正いたします(なお、文章中における行審法の定義は本文の前にある凡例箇所に記載しておりますので再度本文に定義付けはしておりません)。
第1章4	2頁〇4つ目 「暖か」→「温か」	御指摘の記載は、ガイドライン素案でもお示ししている「審議の基本方針」(平成19年4月13日公益認定等委員会)から引用している記載であり、そこでは『③審議を「甘く」ということではなく、「暖かく」審議に臨む。』という書き振りであるため、素案のままとさせていただきます。
第1章5	■3ページ5つ目の〇 「従来、FAQ、～記入の手引き等において示されていた法令解	当面(令和7年4月時点)

	<p>釈もガイドラインに取り込むこととしている。」⇒従来どおりの FAQ 等についても、引き続き確認できるようにしていただきたい。また、記入の手引き等について、早めに提供いただきたいです。</p>	<p>は、ガイドラインと FAQ の併存させる方針です。記入の手引きについては、ガイドラインの的確な運用のため、御要請を踏まえ、可能な限り早期に作成し、お示しできるよう作業中です。</p>
第 1 章 6	<p>■ 8 ページ脚注 1、11、12 ページ脚注 5 公益法人に対する支援は、法令に基づく組織の任務及び所掌事務の範囲で行われる必要がある。具体的に内閣府では、どこまで支援するか事例を出していただきたいです。</p>	<p>例えば、従前から公益法人制度に係る相談専用の電話窓口を設けて幅広い相談に応じているほか、セミナーや相談会の開催、HP における各種情報の掲載等も支援の一環と認識しています。</p>
第 1 章 7	<p>■ 11 ページ脚注 3 及び 4 脚注 3 では、認定に係る標準処理期間を 4 ヶ月、認可に係る標準処理期間は 40 日としている。一方で脚注 4 では「内閣府においては、申請事案については遅くとも 1 年以内に処理することを目指し」と記載があります。標準処理期間は目安であるが、目指す期間は標準処理期間ではないということでしょうか。</p>	<p>標準処理期間は、「通常要すべき標準的な期間」であることに加え、「審査のため、相手方に必要な資料の提供等を求める場合にあっては、相手方がその求めに応答するまでの期間」</p>

		は含まれません。脚注の記載は、全ての申請について、申請から処分までの期間を1年以内とすることを指すとするものです。
第1章8	<p>■P14「第1 行政指導」の○1つ目</p> <p>・「法人に対する指摘は行政指導に該当しないことも多い」旨の記載があるが、具体的にどのようなものが行政指導に該当、非該当となるのか。</p>	行政指導の定義は行政手続法第2条第6号に規定されており、いかなる行為が行政指導に該当するかは、個別の事情に即して判断する必要があります。一般的には、公益法人に対して行政目的実現のために何らかの作為又は不作為を求める助言や指導は行政指導に該当し、事実の指摘や質問等は行政指導に該当しないと考えます。
第1章9	<p>■P16「(4) 複数の者を対象とする行政指導」</p> <p>・「一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするとき」とは、具体的にどのような場合が想定されるか。</p>	例えば、一定以上の規模の公益法人に対して、特定の事業に対して一律の協力を求めるような行政指導が考えられます。

<p>第1章 10</p>	<p>■16 ページ（4）複数の者を対象とする行政指導</p> <p>「事案に応じ「行政指導指針」を定め、かつ、行政上特別の支障がない限りこれを公表しなければならない（行政手続法第36条）「行政指導指針」の策定には、原則として意見公募手続が必要である。（行政手続法第39条第1項）」とあり、また、13 ページには「都道府県知事の事務処理が法令に違反しているか、～地方自治法第245条の5の規程に基づき、是正の要求を行うこととなる」とある。</p> <p>14 ページ脚注7では「地方公共団体の機関が行う行政指導については、各地方公共団体の行政手続条例の規定に従うこととなる」とある。</p> <p>質問であるが、「行政指導指針」の策定は、地方公共団体の行政手続条例の規定に従えば事足り、地方公共団体の条例に意見公募手続について、記載がなければ、意見公募手続を行わず、行政指導指針を策定することできるかと考えるが、そういう考えでよろしいですか。それとも、法令違反と言うことで、地方自治法第245条の5の規程に基づき是正要求の対象となるのでしょうか。</p>	<p>地方公共団体の機関が する行政指導については、 行政手続法第2章から第 6章の規定は適用しない （行政手続法第3条第3 項）とされています。都道 府県の行政指導について は、各都道府県の条例に従 うこととなります。</p>
<p>第2章 1</p>	<p>【3】P27 付随的事業</p> <p>⇒付随的事業とは、「幹となる事業の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行う事業（法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「法人税令」という。）第5条に掲げる事業であって相応の対価が見込まれるものを除く。）」とありますが、「幹となる事業」とはどの程度の範囲を指すのでしょうか。例えば公1事業として「文化芸術に関する事業」を展開しており、事業内容としては自主公演、体験活動、施設管理等多岐に渡っている法人の場合、「幹」を公1事業全体と捉えることは可能なのでしょうか。事業（及び法人）の趣旨・目的を実現する、類型化された事業であるならば、公1-0のように、ある程度特定される内容でしょうか。</p>	<p>申請書記載事項には、 「国民に対する約束」とし て公益目的事業のコンセ プトを明確にしつつ、法人 の経営判断による機動的・ 柔軟な事業展開が可能と なるよう、適切に記載する ことが求められます。「幹 となる事業」についても、 （定款に定める）法人の目</p>

		<p>的、事業の性格、事業規模（当該法人の事業に占める割合）等を踏まえ、上記の趣旨（必要事項が記載され、かつ、法人の経営判断を阻害するような細かい記載は置かない）を実現する観点から判断することが求められます。</p> <p>同一の趣旨・目的のもとに様々な事業区分の事業を密接に関連して実施する法人にあつては、申請書に記載された複数の事業をまとめて「幹となる事業」と捉えることも可能であると考えています。</p>
<p>第2章2</p>	<p>【4】P30 「既存の公益法人の新しい申請書への切替えは、公益法人が、今後の変更認定の機会を捉えて行うことができるものとし、監督上、必要がある場合を除き、行政庁が、期限を定めて切替えを求めることはしない。」</p> <p>⇒新しい申請書への切り替えは、今後の変更認定の機会を捉えて行うことができるものとされておりますが、軽微な変更に伴い、旧様式で変更届出を行う際に、申請書記載事項の内容を標準化後の体系に整理することは可能でしょうか。法人・行政庁の事務負担</p>	<p>記載の趣旨は、今般のガイドライン改訂においては、認定申請等について現状と異なる大きな変更をしており、また、申請書記載事項の変更については</p>

	<p>軽減を考慮し、可能としていただきたいと思います。</p>	<p>行政庁の確認が必要となります。仮に全法人に一律かつ時期を限って変更内容に合わせることを求めた場合、法人及びこれを審査する行政庁に多大な業務負担が生じることが想定されるため、法人及び行政庁の負担軽減を図るための措置です。</p> <p>変更届出の際に、申請書の記載内容を変更することは、行政庁による確認を経ずに申請書記載事項の変更をすることになり、適切ではありません。しかしながら、新制度においては、申請書記載事項の変更を伴う場合であっても、一定の範囲で届出で可としているところ、変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明ら</p>
--	---------------------------------	---

		<p>かであると行政庁において判断できる場合には、その範囲で変更届出により、申請書の記載内容を改めることは許容され得るものと考えます。</p>
<p>第2章3</p>	<p>35ページ</p> <p>(1) 事業の趣旨・目的についての確認事項</p> <p>○「定款の目的の範囲から外れた目的や、定款に何ら根拠のない事業は、公益目的事業として認められないことがあり得る。定款上の事業や目的が抽象的である場合などには、当該事業が定款上の事業や目的に根拠があるかの判断ができない可能性があることを踏まえ、定款には具体的に記載することが望ましい。」と記載されている。</p> <p>このことから法人に対して定款の内容を具体的する、公益目的事業に関係の無い事業内容を削除するなどの行政指導を行い、従わない場合には不認定とする可能性がある。定款は法人の根幹となるものであることから拒否する可能性が十分にある。このためガイドラインに必要な範囲において定款事業の変更の指導等がありうるなどの記述を明記いただきたい。</p>	<p>定款に定める目的や事業は、法人の権利能力、行為能力の範囲を定めるもの(民法第34条)であり、法人自治の根幹をなすものと言えます。法人の目的や事業に関する指導については、極めて慎重であるべきものと考えており、ご指摘の趣旨は、「定款の目的の範囲から外れた目的や、定款に何ら根拠のない事業は、公益目的事業として認められないことがあり得る」と明記していることで確保されていると考えますので、原案のとおり</p>

		としたいと考えます。
第2章4	<p>64ページ</p> <p>(15) 奨学金事業</p> <p>○奨学金事業において、応募要件を一定の範囲に限定することがあっても、応募の機会が一般に開かれていると認められると記載されについて2例が示されている。</p> <p>例1では、(2)法人の目的は在校生の経済支援を通じた人材輩出、(3)社員の寄附を奨学金の主要な財源、例2では、(2)定款においては、有用な人材の育成、教育の水準の向上、地域社会の発展を目的、(3)当該地域出身者からの寄附金等を主な財源 といった内容を踏まえて応募の機会が開かれていると認めたとしているが、法人の定款の目的変更、財源の捻出方法等について指導が必要とも読み取れる。これらの変更が必要であれば指導事項としてガイドラインに明記していただきたい。必要でないのであれば、例示ではなく具体的に認定に必要な内容を明記していただきたい。</p>	<p>公益認定の判断は、法人の申請内容に即して行うものであり、「型」に当てはめるよう指導を行うことは、民間法人の自主性を損なうことになりかねません。</p> <p>御指摘の点は、各法人の申請についての応募の機会が一般に開かれているか否かの判断において考慮された要素の例示であり、これらの項目に関して一律の指導が必要というものではありません。</p>
第2章5	<p>30ページ (3) 及び下段の注35</p> <p>「既存の公益法人の新しい申請書への切替えは、公益法人が、今後の変更認定の機会を捉えて行うことができるものとし」と記載され、「切替を行わない公益法人が「公益法人の書類及び内容」として備置き・閲覧等の対象とし、行政庁に提出する書類は、平成(※令和)7年4月1日に改訂される前の旧様式に記載するほか、軽微な変更として行政庁に届出を行う場合には、旧様式で変更を行う。」と記載されている。また、注35には「申請書記載事項を確認する必要があるため、変更認定申請の機会に行う必要がある」</p>	<p>30頁及び下段の記載の趣旨は、今般のガイドライン改訂においては、認定申請等について現状と異なる大きな変更をしており、また、申請書記載事項の変更については行政庁の確</p>

	<p>とされている。これらの点について、次のとおり質問する。(1)公益法人の定期提出書類である事業報告等の提出における「公益目的事業の種類及び内容」については、変更認定申請がない限り、頁 31 のように標準化前のイメージのように細かく事業の内容を記載することになるのか。(2)事業報告等の提出において、頁 32 の標準化後のイメージのように記載できるようにするためには、変更認定申請ではなく、変更の届出で対応してはいけないのか。簡略化することについては、公益目的事業該当性の判断に影響はなく、軽微な変更に当たらないのか。</p>	<p>認が必要となります。仮に全法人に一律かつ時期を限って変更内容に合わせることを求めた場合、法人及びその審査を行う行政庁に多大な業務負担が生じることが想定されるため、法人及び行政庁の負担軽減を図るための措置です。(1)について、質問の趣旨は明らかではありませんが、公益目的事業に関して備置き等の対象となるのは、法第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる事項を記載した書類(変更の認定を受けた場合又は変更を届け出た事項にあつては、それらのうち最も遅いものに係る当該書類)であり、法人が勝手に変更することはできないと考えます。</p> <p>変更届出の際に、申請書</p>
--	--	--

		<p>の記載内容を変更することは、行政庁による確認を経ずに申請書記載事項の変更をすることになり、適切ではありません。しかしながら、新制度においては、申請書記載事項の変更を伴う場合であっても、一定の範囲で届出で可としているところ、変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであると行政庁において判断できる場合には、その範囲で変更届出により、申請書の記載内容を改めることは許容され得るものと考えます。</p>
<p>第2章6</p>	<p>3 63 ページ (15) 奨学金 新たなチェックポイントとして奨学金が設けられるが、既に奨学金事業を行っている公益法人は助成（応募型）のチェックポイントを用いている。これらの法人は、変更認定申請を行わない限り、助成（応募型）のチェックポイントを継続して用いることとなると考えてよいか。それとも、事業の変更の届出が提出されるタイミングに合わせてチェ</p>	<p>変更認定の機会を捉えて修正いただければ結構です。</p>

	ックポイントを修正する必要があるのか。	
第2章7	<p>■22 ページ 脚注 16 「どのような要素が考慮されるのか、個々の要素はどの程度の評価を与えられることになるのかといったこと」について、内閣府の例を確認させてください。</p>	<p>判断において考慮する要素については、「第3審査に当たっての確認事項及び判断基準」、「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」等に示したとおり。また、個別の判断に当たってどのような点を重視したかを含め、内閣府の判断例については、研究会の資料として示しており、これらに加え、今後、事例集においてお示ししてまいりたいと考えています。</p>
第2章8	<p>■P25 「(1) 基本的考え方」の○3つ目 「事業の公益性等に関する説明は…引き続き申請書への記載を求めるが、申請書記載事項とは扱わない」と記載があるが、「申請書記載事項とは扱わない」という趣旨は、変更等があっても変更認定等は不要という認識でよいか。</p>	<p>御指摘の箇所は、法人の事業に係る新様式の(1)の[3]事業の公益性に関する説明の記載の変更については、変更認定申請は不要とすることを明らかに</p>

		<p>するものである。新様式の（１）の〔１〕及び〔２〕事業の内容の変更を伴う場合には、変更認定申請が必要となります。</p>
<p>第２章 第 9</p>	<p>■27 ページ 下から二つ目の○ 「付随的事业」のイメージがわからない。どのようなものは具体的事业に係る付随的事业の事例を出していただきたいです。</p> <p>また、これにかかり 36 ページに幹となる事业の 1 割程度とあるが、具体的に 1 割程度等かどうかどのように確認するのか、御教示願います。</p>	<p>例えば、奨学金の給付を行う法人が奨学生の交流会を行う場合は、研究助成を行う法人が助成事业に関してシンポジウムを開催するなどが想定されます。</p> <p>「1 割」は、小さな規模と言えるか否かの目安であり、数値で厳密に判断することは想定しておりません。一般的には「経常費用」で判断することを想定しているが、付随的事业のみの経常費用を抽出できないような場合には、関係する費用、組織体制その他の事情を総合的に勘案し</p>

		<p>て、事業規模（経常費用）が1割を超えることが明らかといえる場合に、監督上の措置が検討されることになると考えています。</p> <p>いずれにしましても、「付随的事业」に該当するか否かについては、申請書記載事項の明確化の趣旨※を踏まえ判断することが求められます。</p> <p>※「国民に対する約束」として公益目的事業のコンセプトを明確にしつつ、法人の経営判断による機動的・柔軟な事業展開が可能とすること</p>
第2章10	<p>■28 ページ 上から4つ目の○ 「原則として、事業計画及び事業報告により確認できることが必要である。」とあるが、補助金の具体的に何が確認できればよいのでしょうか。</p>	<p>公益目的事業の具体的な内容を確認するためには、補助金等の名称、交付者、目的等を確認する必要があります。</p>
第2章11	<p>■29 ページ ウ 事業の実施による不利益を排除する取組</p>	<p>質問の趣旨が明らかで</p>

	<p>重大な不利益が発生する蓋然性があるものについて、重大な不利益を排除するための取組を申請書に記載すれば、脚注 34 に示されるような判例に至る可能性が低くなるという理解でよいでしょうか。また、本取組は計画や事業報告書には記載しなくてもよいのでしょうか。</p>	<p>はありませんが、公益目的事業該当性の判断に当たって、一定の者に生じ得る重大な不利益を考慮することは、裁判所においても認められたところです。</p> <p>その上で、重大な不利益が発生する蓋然性がある事業であっても、不利益の発生を排除する適切な対応が執られている場合には、公益目的事業該当性があると判断し得ます。</p> <p>公益目的事業該当性の判断に当たっては、リスクに応じた対応が確保されているかを確認する必要があり、その前提として申請書記載事項としたものです。</p> <p>なお、申請書記載事項については、取組等に関する基本的な考え方及び原則</p>
--	--	--

		<p>を記載するとともに、詳細設計など毎年の経営判断で決定されるべき事項は事業計画等に記載する必要があります。</p> <p>また、事業報告においては、申請書に記載され、事業計画において具体的な実施方法や規模等が示された公益目的事業の実績（実際にどの様に実施されたか）を示すことが求められます。</p>
<p>第2章 12</p>	<p>■35 ページ （事業のまとめ方についての確認）2つ目の○ 「事業の実態に照らし、他の事業と経理を区別して行う必要があるものが、まとめられていないかを確認する」とあるが、その方法を御教示ください。なお、定期提出書類で確認できるのであれば、定期提出書類等の手引きで付記を検討ください。</p>	<p>「その方法」が何を意味しているのか明らかではないですが、ガイドラインにおいては、例えば以下で例示を記載しております。なお、例示の場合は、申請書記載事項、事業計画、事業実績等に照らして判断されることになると考えます。</p>

		定期提出書類の手引きの付記については、今後検討します。
第3章1	<p>ガイドライン（素案）98 ページ</p> <p>(14) 理事、監事の外部からの選任（認定法第5条第15号及び第16号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部理事等を選任する公益法人にあっては、予め定款変更手続き（外部理事の職務権限等を追加）が必要になるのか。 ・仮に、定款に「外部理事等を設置」する旨の規定を明記する場合は、内閣府からモデル定款は示される予定か。 	<p>法改正により、必ずしも定款変更の手続きが必要となるものではありません。ただし、理事・監事に社員資格を求める等改正法・改正内閣府令に反する内容がある場合は定款変更の対応が必要となります。</p>
第3章2	<p>P.96 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案について 内閣府令案の概要 参考資料」P.29では、「理事・監事等毎の報酬等の総額」を公表対象とする旨記載されていますが、ガイドライン素案には明確な記載がありません。取扱いはどのようになるのでしょうか。</p> <p>また、「不当に高額」な基準となっているか否かを他法人と比較・確認する観点からも、実支給額を公表する様式（様式 P.39）に、基準上の上限額（賞与・退職金含む）を記載する箇所を設けていただきたいです。</p>	<p>「理事・監事等毎の報酬等の総額」については、運営組織に関する重要な事項（施行規則第46条第1項第2号）の(2)【様式集38頁及び42頁】に記載し公表されることとなります。</p> <p>御指摘を踏まえ、ガイドライン素案第3章第1(13)に追記します。</p> <p>不当に高額であるかに</p>

		<p>については、まず各法人がその正当性について説明責任を負うべきと考えております。</p> <p>役員報酬等の支給の基準は、定額の報酬を定める場合、一部に成果給の要素がある場合、特別の事情がある場合に高額な報酬を支出できるようにしている場合（実際の額は上限額を大きく下回る）など役員報酬に関する法人の考え方を踏まえて様々な形があり、その性格を勘案することなく「基準上の上限額」のみを殊更に記載することとした場合、当該金額のみで不当に高額であるか否かを判断するかのような誤解を招きかねないと考えており、原案のとおりといたします。</p>
--	--	--

<p>第3章3</p>	<p>第3章 公益認定基準等</p> <p>第1 公益認定基準 (14) 理事、監事の外部からの選任</p> <p>誤った解釈を招かない様に外部理事・監事になれる者の補足説明をお願いします。</p> <p>◎ 社団社員・財団設立者が法人の場合</p> <p>2-2 社員が法人である場合は、その役員又は使用人でない者</p> <p>3-2 設立者が法人である場合は、当該法人又はその子法人の役員又は使用人でない者</p> <p>この「役員又は使用人でない者」とは、如何なる者を想定しているのでしょうか。社団や財団の場合は、社員（会員）や評議員が該当する者なのでしょうか。株式会社の場合は、その法人に所属しない者で法人が指定した人でしょうか。</p> <p>◎ 代議員制を採用する社団の場合、「社員ではない会員」は外部理事・監事になれる者として解釈してよろしいのでしょうか。</p>	<p>当該規定における「役員」とは改正内閣府令第1条第3項第2号イに定める理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者を指し、「使用人」とは雇用関係において労務に服する者等を指します。</p> <p>外部理事・外部監事になれない「社員」とは、法人法第11条第1項第5号の規定に基づく定款上の社員を指します。定款に定める社員以外の会員については、外部理事・外部監事の対象となります。</p>
<p>第3章4</p>	<p>【5】P81 「行政庁は、奨学金に係る事業など事業の確実な実施が必要な事業にあっては、最低限の財源が見込まれるかを確認することとし、必要に応じ、寄附等が確実に実施されることを示す文書（寄附を約束する文書等）の提出を求めるものとする。」</p> <p>⇒ (一)「事業の確実な実施が必要な事業」文言（事業）が重複しています。前者の「事業」は不要かと思います。</p> <p>(二)「確実な実施が必要」とは誰の要請でしょうか。明記すべきではないでしょうか。</p>	<p>(一)については、御指摘を踏まえ修正します。</p> <p>(二)(三)について、一般的には受益者が想定されますが、例えば、「迷惑</p>

	<p>(受益者(あるいは応募者のようにその可能性がある者)?一般住民(国民)?行政庁?)</p> <p>(三)「確実な実施が必要な事業」と「確実までは要求されないが事業が実施されることが望ましい事業」とを区別する基準は何でしょうか。ガイドラインで示されなければ、行政庁ごとに判断してもよいでしょうか。なお、奨学金事業でも、給付貸与の区別、金額、法人の行うその他の事業とのバランス等で確実な実施が必要とされない場合もあるかと思われます。</p>	<p>施設」の周辺住民などもあり得るところであり、内容に応じて個別に判断する必要があります。奨学金については、「多くの奨学生は経済基盤が脆弱であり、支給決定された場合には当該奨学金を前提に学業を継続する生活設計を行うこととなり、確実な奨学金の支給が特に重要となる」旨を第2章第2節第2(15)に示しています。</p> <p>新ガイドラインで示されていない場合には、各行政庁において、事業内容等を踏まえて判断することになりますが、行政庁間でバラバラの運用とならないよう、事例集等において明らかにするほか、必要に応じ、ガイドラインの見直しを行うことが想定され</p>
--	---	---

		ます。
第3章5	<p>【6】P81/P89/P174 「その際、経理的基礎を有することを明らかにする書類（認定規則第7条第2項第3号。申請書別添 経理的基礎）として、寄附金収入については、寄附金の大口拠出上位5者の見込み、会費収入については積算の根拠（会費について定める定款の条項（細則を定めている場合には細則を添付する。）、借入の予定があればその計画について、情報を求め、法人の規模に見合った事業実施のための収入が適切に見積もられているか確認する。」／「必要に応じ、寄附等が確実に実施されることを示す文書（寄附を約束する文書等）の提出を求めるものとする。」／「なお、公益財団法人等の会員や賛助会員が払う会費（実質的に対価その他の事業に係る収入と認められるものを除く。）は、一般的には、社団法人の社員が社員たる資格に伴って定款で定めるところにより支払う会費とは性格が異なり、認定法上は基本的には寄附を受けた財産に該当するものと考えられる。」</p> <p>⇒公益認定申請に関する「会費（公益財団法人等の会員や賛助会員が払う会費（P174）のことを指す。以下「当該会費」で統一します。）」についてですが、寄附金についてはこれまで活発な議論がなされており、その結果、ある程度の書式の提出を要求し、またそれが実行されたことに対する確認を行うとの内容になっていますが、当該会費にはそれほど記載あるいは現実性が要求されていないように思われます。特に設立直後から認定を申請する意図を有する法人にとっては、当該会費は継続で行われる寄附金と募集の方法が異ならず、「備考」に記載したように、別表Eに記載が不要であれば、仮に必要であっても、履行の確約書の提出や認定後の履行の確認について記載がない（不要と理解され得る）ため、寄附の確実な履行（受領）に自信のない法人は当該会費制度に移行することになってしまうことが想定されてしまいます。このため、P89が記載された意味がなくなるかのように思われます。</p>	<p>「会費」は法人の趣旨等に賛同した者が定款等に基づき会員となり、定められた会費を支払うものであり、定款等の定めと会員数により、収入額を見積もることが出来るのに対し、「寄附」は制度化されておらず、寄附の有無や寄附額は、寄附者の意思によってしか明らかになりません。また、実態として特定の者による多額の寄附を前提とした事業が申請書に記載されている事例も多く、経理的基礎の有無を判断する上で寄附の現実性は大きな論点となります。</p> <p>こうしたことを踏まえ、寄附について詳細な規定を置いているところです。</p> <p>一方、会費については、</p>

	<p>なお、会計上ではありますが、P174には、会費は、「認定法上は基本的には寄附を受けた財産に該当する」と記載されています。</p> <p>このことに鑑みれば、当該会費も寄附金と同じように、例えば入会申込書に確約書としての性質を持たせ、申込書の提出と履行の確認を要求すべきのように思われます。ガイドラインにもその旨記載すべきのように思われます。あるいは、行政庁の判断に委ねる旨の記載をしていただきますようお願いします。</p> <p>また、認定申請書 別表 E の（2）会費収入（注2）では、「法人が定款で定めた会員等に対して会費として徴収しているもの」の記載を要求しており、定款で定めず、会費規程等で定めたものであれば記載しなくてもよいかのように読み取れます。こちらの扱いについてもお伺いしたく存じます。</p>	<p>上記の通りであり、これまで大きな問題となった事例も把握しておらず、原案を維持したいと考えています。</p> <p>なお、申請の際には、法人の基本文書である定款に規定された会員等の会費について記載を求めているが、申請法人が、経理的基礎を説明するための必要性に応じて、会費規程等に係る会費を記載することは可能です（その場合、定款に規定されていない会費の確実性について確認を求めることがあると考えられます）。</p>
<p>第3章6</p>	<p>【7】P80～85 第3章公益認定基準等 第1 公益認定基準等 ⇒公益認定の判定にあたり、資料提出や説明を求める手段以外に、行政庁が現地（事務所等）にて直接確認する選択肢もあり得ることを入れて頂きたいです。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正しました。</p> <p>なお、公益認定法は、申請書、添付書類等による書面審査を前提としており、</p>

		<p>申請の審査に当たって、法人の事務所に立ち入り、質問する等の権限は行政庁に与えられていません。</p> <p>行政庁が所持し、又は独自に収集した情報をもとに判断することが排除されるわけではありませんが、現地調査の事務負担等も発生するところ、申請の審査に当たる行政庁が、現地確認を行う義務があるわけではないことに留意する必要があります。</p>
<p>第3章7</p>	<p>【8】P99 他 外部理事・外部監事について</p> <p>公益財団法人である場合は、その設立者でない者（同（認定法規則）条第2号） ⇒ガイドライン内に「設立者」の定義について明記いただきたいです。</p> <p>一般法人法施行後の法人定款では「設立者」の記載があるが、それ以前の定款では「設立者」の記載がないため、その頃に自治体や企業等が設立に関与したと思われる法人について、外部理事・外部監事の選任にあたりどこまで調査すべきかを示されるべきではないでしょうか。</p>	<p>対象の一般財団法人が、旧民法第34条の規定に基づき設立された法人で、行政庁の認可を受けたいいわゆる移行法人である場合は、旧民法下における設立者について定款に記載がなく、その他の資料等からも遡って確認ができない</p>

		<p>等客観的に明らかでない事情が認められる場合、監督措置は行いません。</p> <p>上記の考え方を新ガイドラインにおいても追記しました。</p>
第3章8	<p><第3章></p> <p>OP98 (14)「理事、監事の外部からの選任」について、現行定款において「社員のうちから理事を選任する」と規定している場合、定時社員総会において、定款の変更と外部理事の選任とを同時に行うことはできますか。</p>	<p>定時社員総会において、まず、定款を変更し、変更後の定款に基づき外部理事を選定することは、一般的には可能であると考えます。</p>
第3章9	<p>OP98 注記 82 において、「新制度施行直後に提出予定の事業報告の数値により外部理事を選任する必要が生じた法人」は、経常的に、収益及び費用・損失が3,000万円未満である法人に限りますか。経常的に収益及び費用・損失が3,000万円を超える法人が、「新制度施行直後に提出予定の事業報告の数値が（例年通り）3,000万円を超えたが、期日までに外部理事の選任ができない」ことについて説明を求めた結果、その理由が「やむを得ず困難である」と認められた場合は、監督を行わないこととなりますか。</p>	<p>原則、新制度施行直後に提出予定の事業報告において収益及び費用・損失が3000万円を超える全ての法人が対象となります。</p> <p>経常的に収益及び費用・損失が3,000万円を超える法人においても、改正認定令及び改正認定規則の公布により制度改正の詳細が明らかになった本年</p>

		<p>10月30日以後、遅滞なく、外部理事の選任、定款等の改訂等の準備を開始したにも関わらず、これを行うことができない場合には、外部理事の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて行政庁から法人に説明を求め、やむを得ず困難であると認められる場合には、基本的に本件に対する監督は行わないこととします。</p>
<p>第3章 10</p>	<p>○P98 注記 82 において、外部理事及び監事の選任について「全ての理事及び監事の任期が満了する日の翌日から当該規定が適用」があり、最短で令和6年春の総会で外部理事及び監事を選任する必要がある法人が想定されます。当該法人が準備時間の不足により外部理事及び監事を選任することができなかった場合も、何らかの監督措置を取るべきでしょうか。または事情を把握する等に留め、具体的な監督措置を行う必要はないものか、ご教示ください。</p>	<p>令和7年4月以降に最初に開催される定時社員総会の終結の時に、すべての理事及び監事の任期が満了する法人については、それまでに必要な内部規程等を整備し、人選を行うことが必要です。外部理事・外部監事の選任に係る手続の状況や選任までの</p>

		見通しなどについて行政庁から法人に説明を求め、定時社員総会においてやむを得ず外部理事・外部監事を選任できなかった(できない) 場合や、速やかに選任することが困難であると認められる場合には基本的に監督を行う必要はありません。
第3章 11	<p>102 ページ</p> <p>★外部理事・監事について</p> <p>全く関わりの無い理事が就任することで運営に支障が生じることを恐れて、形式上の外部監事を就任させることが考えられる。現段階でもいろいろな法人から個別のケースについて相談を受けていることから、以下の内容やその他考えられるケースについて就任可能の有無を明記していただきたい。</p> <p>○外部理事</p> <p>外部理事は使用人は就任することはできないが、ないと思うが、外部理事を常勤として使用人のように雇用されることが考えられる。外部理事を常勤とすることは可能か。</p> <p>○財団の外部理事について</p> <p>財団については、業務執行理事は外部理事になることはできないが、現在就任してい</p>	<p>○外部理事</p> <p>改正法第5条 15号及び改正内閣府令第4条各号の要件に当てはまらなければ外部理事として選任が可能であり、選任した外部理事の常勤・非常勤は問いません。</p> <p>○財団の外部理事について</p> <p>御質問の場合、現在就任している理事は外部理事の</p>

	<p>る理事はそのまま外部理事となることができるように思われる。この場合には、新たな理事を就任させる必要はないと考えてよいか。</p> <p>○社員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員が外部理事となるため一時的に退社して外部理事となることは可能か。 ・また、社員の家族など社員の関係者が外部理事となることは可能か。外部監事として未成年の社員の家族等、理事の職務を十分に果たせない者とすることは可能か。 ・定款で社員の中から理事を選任すると定めるケースが多々あるが、外部理事の就任のため定款を変更する必要があるが生じる。定款の変更届が大量に申請されることが想定されるが、届出の簡略化等を行うことはないか。 <p>○外部監事について</p> <p>(1) 全国組織等の下部組織として一般法人や公益法人があつて、上部組織の監事が下部組織の役員等関係者であった場合外部監事に当たるのか。(法人法規則第3条には該当しない)</p> <p>(2) 単年度のみ損益計算書上適用となることが判明している場合にも外部理事を設置する必要はあるのか。また、2～3年程度の短期間ではどうか。</p>	<p>要件を満たしており、新たな理事を就任させる必要はありませんが、外部理事の選任に当たっては、制度が設けられた経緯(理事による公益法人の私物化や内輪のみの法人運営が行われ、法人の機関が健全に機能しない例が見受けられた)や、制度趣旨(理事会がその機能を発揮する上で、法人外部からの視点を取り入れることが重要)を踏まえて検討することが望まれます。</p> <p>○社員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能です。 ・社員の関係者が外部理事となることは可能です。また、法人法及び定款に定める監事の職務及び権限を果たすことのできる人
--	---	---

		<p>物を選任する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none">・届出の簡略化等を行う予定はありません。 <p>○外部監事について</p> <p>(1) 上部組織と下部組織に親子関係がない場合、改正法第5条第16号及び改正内閣府令第5条各号の要件に当てはまらなければ、当該監事は上部組織の外部監事の対象となります。</p> <p>(2) 原則、最終事業年度に係る損益計算書において収益及び費用・損失が3000万円を超える全ての法人が対象となります。特定の要因によって一時的に適用となるが恒常的には適用除外となる場合などについては、法人から合</p>
--	--	--

		理的な説明がある場合は、監督は行う必要はありません。
第3章 12	<p>【意見】</p> <p>○103 頁 第2の1つ目の○の3行目「公益認定等委員会等 91」 ほか</p> <p>都道府県における合議制機関に直接言及する記述は、ここが初出であるが、ここで「公益認定等委員会等」を注 91 で「公益認定等委員会及び都道府県における合議制機関を指す。」としている。「(以下同じ。)」もなく、ここで定義したわけではないと考えられるが、この後の 113 頁（下から 3 行目）で「委員会等に諮問しなければならない」とあり、注 97 に都道府県に準用される旨も記述されているので、113 頁の「委員会等」には都道府県の合議制機関が含まれるように思われるが、「委員会等」が何を指すか明記されていない。</p> <p>そこで、意見としては、「公益認定等委員会及び都道府県における合議制機関」を指す用語として 103 頁の「公益認定等委員会等」を用いることとし、113 頁の「委員会等」も「公益認定等委員会等」とした方がよいのではないかと。</p> <p>また、114 頁・117 頁には、「等」が付かない「委員会」が出てくるが、これらも都道府県の合議制機関が含まれるべきものと考えられるので、「公益認定等委員会等」とした方がよいのではないかと。</p> <p>なお、214 頁・217 頁には、「公益認定等委員会（各都道府県設置の合議制機関）」との表現があり、このままで特段支障はないが、表記の統一を併せて御検討されてもよいかと思う。</p>	御指摘を踏まえ、それぞれの箇所について合議制機関が含まれるか否かの観点等から確認の上、必要がある場合は修正しております。
第3章 13	○105 頁 上から 1 行目の・ 「認定法、法人法、一定の刑罰法規、税法に違反し、罰金の刑に処せられ、執行を終	御指摘のとおり修正いたします。

	<p>わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が理事等であること。(同号口)」とあり、これ自体は認定法第6条第1号口を要約したものであるが、要約により意味が不明確になっているように思われるので、例えば「認定法、法人法、一定の刑罰法規、税法に違反し『たことにより』、罰金の刑に処せられ、『その』執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が理事等であること。(同号口)」としてはいかがか。</p> <p>その下の・の「禁固以上の刑に処せられ、執行を終わり、…」も「禁固以上の刑に処せられ、『その』執行を終わり、…」の方がよろしいかと思う。</p>	
<p>第3章 14</p>	<p>4 98 ページ 欄外</p> <p>外部理事・外部監事の設置期限については、改正後の認定法附則第5条によると、「当該法人の全ての理事及び監事の任期が満了する翌日～」と記載されている。「及び」では、全ての理事の任期が満了したとしても、監事の任期が未だ満了していない場合は、外部理事を設けなくてはならない期限はまだ到達していないと読める。理事の任期が満了した時点で、外部理事を設置しなければならないのか、そうであれば「及び」の記載は誤りではないのか。</p>	<p>御指摘の規定(改正法附則第5条第1項)は、理事と監事の特別利害関係(改正法第5条第12号)に係る経過措置についての規定です。</p> <p>外部理事(改正法第5条第15号)に係る経過措置は、改正法附則第5条第2項(「全ての理事の任期」と規定)、外部監事(改正法第5条第16号)に係る経過措置は、改正法附則第5条第3項(「全ての監事の任期」と規定)に規定され</p>

		ています。
第3章 15	<p>■P91 「(10)他の同一の団体の理事・使用人等」の○1つ目</p> <p>・「同一団体関係者が理事及び監事に占める割合について制限を設けている」との記載があるがP90(9)と同様に「総数の三分の一を超えてはならない」ということを明記した方がよいのではないか。</p>	<p>(9)<3分の1の考え方>については、御指摘を踏まえ、一部修正した上で(10)に記載するとともに注解74は削除します。</p>
第3章 16	<p>■P98 「(14)理事、監事の外部からの選任」脚注82</p> <p>・「外部理事を選任する必要が生じた法人が、急遽の外部理事の選任、定款等の改定等を行うことができない場合には…本件に対する監督は行わない」とあるが、翌年度以降も同様の状況であった場合には監督不要としてよいか。(どの程度の期間は許容範囲か?)</p>	<p>法人が、1年に渡って真摯に努力したにも関わらず、やむを得ず困難であったと判断し得る事情が認められる場合には監督不要として差し支えありません。</p>
第3章 17	<p>■103 ページ 一つ目の○ (帰属先)(11)公益信託が加わったが、なにをもって類似とするのか。別表(第二条関係)の事業が一致すれば、類似とってよいか。それとも、さらに詳細な事業内容まで確認する必要があるのか。確認する基準を示してほしいです。</p>	<p>「類似」については、公益法人の場合と同様の基準で判断ください。なお、別表が異なる場合でも、類似することもあります。</p>
第3章 18	<p>■106 ページ (4)事業の適法性 「本号は公益認定の申請又は～少なくとも申請に係る事業内容を変更することなく許認可等を受けられる見込みがある必要がある」とあるが、認定後、許認可されなかった場合、技術的能力を有していないということで監督を行うという理解でよろしいですか。</p>	<p>その理解で差し支えありません。</p>
第3章 19	<p>98ページの外部理事、監事の解説について、自治体の長からなる団体や議長からなる</p>	<p>自治体の長からなる団</p>

	<p>団体の出身者やその団体の使用人が役員を占める法人については、地域や法人の実情に応じ、これらの者は法人内部の者とみなし、これら以外の者を外部理事として配置しなければならないとする解釈や指針を示していただきたい。ガイドラインで難しければFAQで示していただけないか。</p>	<p>体や議長からなる団体の出身者やその団体の使用人であっても、改正法及び改正内閣府令に定める要件を満たせば外部理事・監事の対象となります。なお、外部理事・監事の選任に当たっては、制度が設けられた経緯（理事による公益法人の私物化や内輪のみの法人運営が行われ、法人の機関が健全に機能しない例が見受けられた）や、制度趣旨（理事会や監事とその機能を発揮する上で、法人外部からの視点を取り入れることが重要）を踏まえて検討することが望まれます。</p>
--	--	---

【第4章～第6章】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
第4章1	<p>P.113 ○3つ目</p> <p>代理人申請に関連し、公益法人インフォメーションの下記仕様変更をご検討いただきたいです。</p> <p>公益法人 infomation にログインする際、代理人にかかる注意喚起のボックス（例）をポップアップ表示する。</p> <p>（例）代理人が法人との有償契約により申請・届出を行う場合は、代理人登録を行ってログインしてください。なお、弁護士または行政書士名簿に登録している者以外は、有償契約による代理申請を行うことができませんのでご注意ください。</p>	<p>代理人申請に関する注意について周知する必要性は認識しており、御指摘を踏まえ、周知の方法を含め検討させていただきます。</p>
第4章2	<p>【9】P116 「認定規則第9条第3号ウ</p> <p>「ア・イのほか申請書記載事項（最新のもの）の変更（字句の訂正その他の公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなものを除く。）を伴わないもの」について」</p> <p>⇒チェックポイント自体はこれまでも、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定に当たっての留意点に過ぎず、これに適合しなければ公益目的事業と認められないという性格のものではないと理解しておりますが、実務上は「チェックポイントの追加廃止を伴う変更の場合には、変更認定」という仕切りの中で判断しているケースがほとんどです。（変更認定・変更届出ガイド p.2 においても、「例えば、チェックポイントの事業区分を異にする事業を追加する場合・・・（中略）・・・変更認定申請が必要となります」と記載があります）</p>	<p>御指摘の趣旨が明らかではありませんが、事業区分が異なる事業を追加（チェックポイントの新設）する場合は、通常、申請書記載事項の変更が必要となり変更認定申請が必要です。</p> <p>なお、第2章第4(1)、(2)もご参照ください。(2)①事業計画・事業報告への記載を前提に付随的事業の追</p>

	<p>今後、公益目的事業の一部廃止（これに伴う、チェックポイントの一部廃止）については届出事項として法定されましたが、チェックポイントの新設については、従来通り、原則的には変更認定申請が必要という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>または、「公益目的事業該当性は、申請書記載事項、事業の公益性に関する説明（チェックポイントに該当する旨の説明に係る記載）、事業計画及び事業報告その他の添付書類により判断する」（素案 p. 46）ことになることから、チェックポイントの追加をもって必ずしも変更認定事由に該当しないと判断される余地もあるのでしょうか。その場合、変更認定事由非該当と判断するに際しての考え方の指針は示されますか。</p>	<p>加又は変更をする場合には変更認定を要しません。</p> <p>また、第2章第2申請書記載事項、(2)記入要領、②事業の概要の付随的事业の定義等、ご確認ください。</p> <p>※例えば、研究助成事業を行う法人が、当該事業の効果的な実施のために小さな規模でセミナーを開催するような場合には、申請書の記載は不要であり、したがって、チェックポイントの新設も不要です。</p>
<p>第4章3</p>	<p>【10】P120 「V 事業区分ごとの事業の特性、内容等に照らして当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるもの定めた場合」</p> <p>⇒ (一)「～明らかであるもの定めた場合」は「～明らかであるものと定めた場合」が正しいと思われます。</p> <p>(二)例えば細事業の追加等は、従来、公益目的事業の軽微な変更として、「事業の公益性についての判断が明らかに変わらない場合は、申請書の記載事項の変更を伴わないものと取り扱われる」（変更認定・変更届出ガイド）ため、認定規則第7条第3項に該</p>	<p>(一) 修正いたします。</p> <p>(二) 新制度においては、申請書記載事項の明確化・簡素化により、従来、公益目的事業の軽微な変更と解釈されていた事項の多くは、「申請書記載事項の</p>

	<p>当するものと取り扱われておりました。</p> <p>今後このような事業変更に伴い、引続き公益目的事業に該当性するとして変更届出と判断する根拠は、左記内閣総理大臣告示に基づくことになりますか。あるいは従前の根拠を横引きし、認定規則第9条第3号ハで読むことになりますか。</p> <p>また、上記事項に関連し、「公益目的事業に該当することが明らかでとあるもの定めた場合」とありますが、別途何らかの定めが置かれる予定でしょうか。その場合、「事業の内容の変更であっても、公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公益性についての判断が明らかに変わらないと認められる場合は、変更認定ではなく、変更届出の手続を行うことになります」（変更認定・変更届出の手引き）という考え方は、「Ⅴ 事業区分ごとの事業の特性、内容等に照らして当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかでとあるもの定めた場合」が根拠に含まれることになりますか。</p>	<p>変更を伴わないもの」となります（認定規則第9条第3号ハ）。そのうえで、申請書記載事項の変更を伴う場合は、第9条第3号口の「内閣総理大臣告示に基づき判断することになります。第9条第3号ハの「字句の訂正その他の公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなもの」については厳格に判断することを想定しています。</p> <p>これまで、申請書に細かく記載を置いている法人については、公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合などについては、新ガイドラインにも記載しております（第2章第4(2)②等）ので、ご参照ください。変更届出事</p>
--	--	--

		項は、ガイドライン上で追加していくことが想定されています。
第4章4	<p><第4章></p> <p>OP129 (2)では、「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決（決議）すること」を一般的に許容する旨の定めを設けることは相当でないとされていますが、定款に当該定めがあった場合は、このことを理由に認定しないこととなりますか。</p>	当該定めに合理的な理由があるか（具体的にどのような方法で行うのか）確認し、法の趣旨が没却されると判断される場合には、定款の内容が法令に違反している（認定法第6条第3号）と判断することがあり得るものと考えます。
第4章5	<p>OP130 「（6）評議員の構成並びに選任及び解任の方法」の3つ目の項目として、「評議員の選任及び解任を「評議員会の決議で行う」こととすると、評議員の人选が特定の団体や勢力の関係者で占められた場合には、以後の評議員の選任も当該特定の団体や勢力の関係者によって占められることとなり、公正かつ適切な法人の業務運営を確保するために設けられた仕組みが有効に機能しないおそれがある」とされています。P131に、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないよう確実に担保することができる方法の記載はありますが、望ましいであり、定款が「評議員会の決議で行う」となっていた場合、このことを理由に認定しないこととなりますか。</p>	定款が「評議員会の決議で行う」旨の定めとなっていることのみをもって不認定とすることは想定していません。当該規定を含め、各種事情を総合的に考慮して認定法第5条第2号、第3号、第4号等の認定基準を満たさないと判断した場合は、不認定とすることはあるものと考え

		ます。
第4章6	<p>○110頁 上から2つ目の○</p> <p>「達成すべき目的が一の都道府県内に限定されない法人は、2以上の都道府県において事業を実施するものと考えられるので、定款で他の都道府県を含めて公益目的事業の実施区域を定めることとなる。」とあるが、当該定めがされているか否かに関わらず、行政庁は実態に合わせた申請の指導を行うことがあり得る旨を明記すべきである。</p> <p>直下で「公益目的事業を2以上の都道府県で行う定款の定めのある法人について、当該定めが実態を伴わない場合は、行政庁は実態に合わせた申請の指導を行うことがあり得る。」と記載されているのは、内閣府からの指導を想定されていると思うが、都道府県からの指導についても想定した記載内容とすべきである。</p> <p>現在の記載内容では、達成すべき目的が一の都道府県内に限定されないが、事業所が一の都道府県の区域内だけにとどまる法人が、定款において事業の実施区域が記載されていない又は事業の実施区域を一の都道府県内と記載している場合に、実態に合わせた申請の指導、すなわち都道府県ではなく内閣府に申請するよう指導することがあり得る旨を読み取れるものとなっていない。</p>	<p>「達成すべき目的が一の都道府県内に限定されない法人は、2以上の都道府県において事業を実施するものと考えられるので、定款で他の都道府県を含めて公益目的事業の実施区域を定めることとなる。」としており、定款で他の都道府県を含めて公益目的事業の実施区域を定めていない場合は、申請の指導を行うことがあり得ることを前提にしていますが、その旨を明確になるよう、記載を修正します。</p>
第4章7	<p>109ページ 第1 二点目</p> <p>「例えば、唯一の事務所がA県に所在し、公益目的事業をB県の区域内のみにおいて行う旨を定款で定める公益法人を所管する行政庁はA県の知事となる。」の記載は誤りと考える。なぜなら、主たる事務所がA県にあるのであれば、事業実施をB県のみで行っていたとしても、主たる事務所であるA県においても当然に事業実施を行っていると考えられ、法人の活動拠点となっているのであれば、当然に外形も実態も1の都道府県</p>	<p>認定法第3条第1号は、イ「2以上の都道府県の区域内に事務所」、ロ「公益目的事業を2以上の区域内において行う旨定款で定めるもの」と定めており、</p>

	<p>で事業実施を行っているとは考えられないためである。 2の都道府県にまたがって事業を行っていると考えざるを得ないため、行政庁はA県でもB県でもなく、内閣府とすべきである。</p>	<p>ガイドライン記載のとおりとなります。</p>
第5章1	<p>P.147 最下段○ 旧制度の剰余金解消について、令和7年度決算の年度欠損額と通算し、通算後の額を当該事業年度の欠損額とするとなっていますが、令和7年度決算欠損額と通算してもなお剰余金が残る場合もしくは令和7年度決算で剰余金が発生した場合は加算すれば良いという理解して差し支えないでしょうか。</p>	<p>旧制度の剰余金については、新制度と異なる規律で解消する必要があることから、新制度における剰余金とは通算せず、別途の管理をお願いいたします。新しい様式（新別表A）において、そのための欄を設けることとしております。</p>
第5章2	<p>P.148 【行政庁による監督の考え方】 P.147の○1つ目に合わせて記載いただいたほうがわかりやすいかと思います。基本的には、中期的期間経過前に監督措置や指導は行わないが、以下のケースにおいては監督措置を講じる。 ・4年前の残存剰余金が多額～ ・発生から2年以上が経過した剰余金が解消されずに残っている～</p>	<p>御指摘の「発生から2年…」については、旧制度の剰余金に係る記載であり、監督に関する考え方も異なることから、現案を維持いたします。</p>
第5章3	<p>P.164 工資産取得資金 特費【第2（3）(6) (ii)】と並べて記載いただいたほうがわかりやすいと思います。</p>	<p>全体の編集方針に則し、法令の規定に沿って記載しているため現案を維持いたします。</p>
第5章4	<p>第5章 公益法人が遵守すべき財務規律等</p>	<p>費用の配賦については、</p>

	<p>第2 公益目的事業比率 (3) 公益目的事業比率の算定</p> <p>○ 認定規則第32条(認定規則第24条第2項の「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用の配賦について定めるもの)</p> <p>第4 公益目的事業財産、公益目的取得財産額及び区分経理</p> <p>(1) 公益目的事業財産 3 内閣府令で定める正当な理由</p> <p>様式 新別表A(3)(収支事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算)</p> <p>現行制度においても収益事業等を実施している法人は、管理費の財源不足を公益目的事業財産で補えませんが、会計区分ごとの期末正味財産額が明示されていない法人において管理費が収支赤字となった場合、その赤字分はいかなる区分の資産で支払ったのか判りにくい面がありました。</p> <p>今般、貸借対照表が区分整理されることにより、管理費(法人会計)の資産状況も明らかになることから、管理費が恒常的な収支赤字にならないよう、関連費用の精査、適切な配賦に十分留意する旨、説明があった方が良くと思います。</p> <p>また、新別表A(3)(収支事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算)の「管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除」とは、管理費の財源確保の一環で行う控除である旨を何らかの形で説明した方が、この計算の意味が判りやすいと思います。</p>	<p>合理的な基準に基づき法人の判断で行うものと認識していることから、特段の記載の追加は行いませんが、費用配賦については、様式(新別表B(5))において一定の情報が公表されることとなります。</p> <p>また以下での御提案について検討しましたが、按分の計算についてはガイドラインでも言及しており(p138)、その趣旨について特段の記載をするまでは要しないと判断し、現案を維持します。</p>
<p>第5章5</p>	<p>【11】P148~151 第5章 第1(3)公益充実資金について</p> <p>⇒公益充実資金等の資金については、その金融資産の運用形態として、預金、有価証券等があり得ます。その場合、それら運用形態から発生する、受取利息、評価損益、為替</p>	<p>御指摘を踏まえ、補足の脚注を追加いたしました。</p>

	差損益等についてはこれら資金の積立、取崩しについて対象外とする扱いについて明確化して頂きたいです。	
第5章6	<p><第5章></p> <p>OP142「(iii) その他行政庁の確認を得た支出（同条第3号）」に「行政庁の確認を得た支出」とありますが、定期提出書類の記載で判断することになりますか。それとも別途確認する必要がありますか。</p> <p>また、「行政庁において、法人の策定する事業の長期計画等を基に、経理的基礎や必要性を案件毎に判断し」とありますが、これは事業報告書等に追加で提出を求めるものか、あるいは立入検査（または点検調査）により確認するものか、いずれを想定されますか。</p>	<p>当該規定は、類型化が困難な法人の個別事情を斟酌するための規定であるため、その確認方法についても様々な手段があり得ると考えます。</p> <p>例えば、新ガイドラインで例示したような霊園事業であって、公益認定を受ける際に、長期的な計画を行政庁が確認済みであり、かつ、毎事業年度、当該計画の通り借入金の返済を行っている場合には、そのことを確認できる書類が定期提出書類と併せて提出されていれば、行政庁として必要な確認をできるものと考えます。このように、案件毎の事情に応じた対応をいただきたいと思います。</p>

		<p>います。</p> <p>なお、当該規定は、旧制度の収支相償においても措置されており、その内容に何ら変更はございませんので、引き続き、適切な対応をお願いできればと思います。</p>
第5章7	<p>OP151 2行目に関して、現在、定款において「特定費用準備資金の管理は別途、理事会で定める手続による」と定めている法人について、公益充実資金を保有しようとした際は、定款変更が必要となりますか。</p>	<p>公益充実資金については、法令上、目的外の支出に充てる場合の取り崩しについて特別の手続を定めることとしておりますが、その設定に際し、必ず定款の定めが必要となるわけではございません（管理について定款で定めることを妨げるものでもありません。）。</p>
第5章8	<p>OP164 注記149「公益目的保有財産と法人活動保有財産の共用財産の取得等の場合は、使用割合等に応じて公益充実資金と資産取得資金の両方で積立てを行うこととなる。」とありますが、行政庁における審査の際は財務諸表に対する注記（または財産目録）のうち、「資産及び負債の状況」の使用目的等においてのみ判断することとなりますか。</p>	<p>公益充実資金については新別表A(5)、資産取得資金については新別表C(3)、特定費用準備資金</p>

	<p>現行制度においては財産目録の使用目的等への記載の漏れや誤りが多く、別表C(2)及びC(3)により特定費用準備資金及び資産取得資金の保有割合を確認していますが、財産目録によるもの以外に、どのような方法で公益充実資金の審査を行うことが適切かご教示ください。</p>	<p>については新別表C(4)で必要な事項を確認いただければと思います。</p>
第5章9	<p>○P167(3)ア(iii)注記151には「予備財産として確保していた財産を、法人の事情変更等により、通常の公益目的事業のために費消等することも想定される」とありますが、当該予備財産を当初定めた「災害その他の予見し難い事由」以外に使用する場合、機関決定を得ることなく使用することは可能ですか。あるいは機関決定の必要がある等の制限がありますか。</p>	<p>予備財産も、あくまでも「(公益目的事業に)現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産」であり、これを公益目的事業の実施のために使用するに当たって、機関決定は不要です。</p>
第5章10	<p>○P178(2)二つ目の○2行目以降「令和10年4月1日以降に開始する事業年度からは、全ての公益法人が同会計基準に従って会計を処理することが求められる。」とありますが、会計に詳しい事務職員等が不在の場合など、同期限までに対応できず旧会計基準のままである法人もあると考えます。そのような法人については、経理的基礎が不足しているとして立入検査・報告徴収・勧告等の措置を行っていく必要がありますか。または事情を確認の上、改善方法の助言に留めるといった措置は考えられますか。</p>	<p>公益法人は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行を斟酌しなければならないとされており(改正内閣府令第14条)、令和6年会計基準に従って会計を処理することが求められます。</p> <p>そのため、御指摘のよう</p>

		<p>な場合には、経理的基礎が不足している疑いがあると考えます。</p> <p>計算書類を含む財産目録等は適切に作成した上で備置き及び行政庁に提出することが求められていることから、そのような義務を履行できない法人は、監督措置の対象になり得ると考えます。</p>
<p>第5章 11</p>	<p>○201頁 上から4行目</p> <p>地方税の納税証明書について、「(過去3年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明でも可能)」とあるが、本県では、認定規則第57条第1項第1号の書類として、(納付義務のある地方税に係るものの)過去3年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書の提出を求めている。ここの「でも可能」という表現からは、別の種類の納税証明書が本来標準であって、「過去3年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明」は標準ではないが許容されるという意味に受け取れるが、「過去3年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明」ではなく本来標準の納税証明書があるとすれば何であるか。</p> <p>直後の文章からは、通常の納税証明書(現に滞納がないことの証明書又は納税したことの証明書)であるかのように読み取れる。公益認定申請時の納税証明書については、明記されているとは言い難いものの、107頁の記述から「過去3年以内に滞納処分を受</p>	<p>定期提出書類において添付する納税証明書については、国税については確認書で足り、地方税については、毎年納税証明書が提出されていれば、当該事業年度における納税証明書で足りるものと解されま す(令和6年8月15日現在「定期提出書類の手引き公益法人編」60頁⑩参照)。</p>

	<p>けたことがないことの証明」が必要と読めることから、合わせて考えると、申請時に過去3年以内に滞納処分を受けたことがないことを証明させているので、その後は通常の納税証明書を提出させれば、滞納処分を受けていないことが推定されるため、それでよいという考え方であるか。</p> <p>それとも、過去3年以内でなくとも過去1年以内に滞納処分を受けていないことの証明があれば、前年度の証明書の期間から引き続きの期間に滞納処分を受けていないことが証明されるため、過去1年以内と対比して過去3年以内「でも可能」という意味か。</p> <p>特に市町村税の証明では、国税の「その4」のような証明書様式がないために、法人が誤って現に滞納がないことの証明書を提出することが多々あるため、ガイドラインにおいては明確な表現としていただきたい。</p>	
<p>第5章 12</p>	<p>■139～140 ページ 「剰余額の解消策として金融資産を取得する場合には、～金融資産から生じる果実が公益目的事業の充実のために使用される見込み・必要性が求められる」とあるが、どのように確認することを想定しているのでしょうか。</p>	<p>解消策を講じる事業年度においては、中期的収支均衡に関する様式の「剰余額解消策の明細」の「解消内容」に取得する資産やそれが公益目的保有財産に該当することを記載いただき、それを確認いただくことを想定しております。また、それ以降の事業年度において、当該公益目的保有財産の果実が事業に適切に充てられているのかを</p>

		確認していくことになるかと存じます(果実が事業活動に適切に充てられていない場合、当該財産は公益目的保有財産の要件を満たさないこととなります。)
第5章 13	<p>■148 ページ 旧制度における公益目的事業の特定費用準備資金及び資産取得資金は令和7年4月1日時点で、自動的に公益充実資金になるということによろしいでしょうか。</p> <p>その場合、法人が既に定めている特定費用準備資金等の規程は変更しなければならないのでしょうか。</p>	公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金から公益充実資金への移行については、法人において、財務諸表等での表示や公表が必要になります。御指摘を踏まえ、当該移行について、新ガイドラインに追記いたします。
第5章 14	<p>■156 ページ 脚注 136 算定根拠を詳細活具体的に記載する必要はないとあるが、その配賦基準や配賦割合が合理的であると行政庁はどのように確認するのでしょうか。</p> <p>また、配賦基準や配賦割合について法人の自己判断で変更した場合、法人はその理由を明らかにしないのでしょうか。あわせて、現手引きに記載のある別表F(2)のとおり、10年間保存をお願いするようなことはガイドライン上記載しないのでしょうか。</p>	新ガイドラインに記載のとおり、配賦基準については法人が事業実態に応じて適切なものを選択するものであることから、活動計算書の注記の情報に

		<p>基づき基準を確認し、実態と乖離した配賦が行われていることが疑われる場合などにおいて必要な確認をしていただくことになるかと存じます。</p> <p>なお、新ガイドラインの当該記載については、従前から FAQV-3-2 において解説してきた内容であり、引き続き、従前からの対応を取っていただければ足りることになります。</p>
<p>第5章 15</p>	<p>■194 ページ 4行目 「100万円を超えるものは開示対象となり、～」とあるが、行政庁が、その記載が正しいかどうかを確認するすべはあるのでしょうか。</p> <p>行政庁は原則法人の記載どおりとみなすほかないのでしょうか。</p>	<p>他の数値・記載と同様です。他の提出資料・情報提供・報道その他の情報から虚偽記載等の可能性が疑われる場合、必要に応じて立入検査又は報告徴収等行うことになります。適切な記載がされていなかった場合には、経理的基礎がない疑いがあり、勧告等の</p>

		<p>対象となり得るほか、「虚偽の記載」と認められる場合には、罰則の適用もごさいます。</p>
<p>第6章1</p>	<p>【P219 2行目関係】</p> <p>新ガイドライン（案）において、監督の基本的考え方と立入検査の実施指針が示された。これまで公益法人の事業の運営実態を確認することを目的に概ね3年毎の立入検査を実施してきたが、令和7年度からは国民によるチェック機能と法人自身の自浄作用により公益法人の適正な運営を確保することを第一に考え、「事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェック」を行うこととされた。</p> <p>具体的には、内閣府では、監督処分等の必要性の判断を念頭に置いて随時に行う「重点検査」と実態把握のため概ね10年以内を目途に定期的に行う「点検調査」を行うこととするとのことである。</p> <p>各都道府県における立入検査の実施方法については具体的な記載はないが、「各行政庁が、それぞれの実情に応じて適切に判断して実施するものである。しかし、行政庁の対応に大きな差があることは、法人の誤解や実務の混乱を招く可能性があり、望ましくない。」とされており、行政庁の対応の原則を定め、法人等の予見可能性を高めるために監督の考え方が新ガイドライン（案）に記載されたとのことである。</p> <p>これを踏まえると、今回提示された新ガイドライン（案）が現行案どおりに策定された場合、各都道府県所管の法人は、各都道府県による立入検査についても随時の「重点検査」及び概ね10年以内に定期的に行われる「点検調査」により実施されると考えるのではないか。</p>	<p>ガイドラインに記載した今般の制度改革の趣旨・監督の見直しの趣旨等については、十分にご理解いただきたいと思います。</p> <p>都道府県との関係につきましては、第1章第4節に記載のとおり、都道府県が地域の実情等に応じた事務処理を行うことを前提としつつ、内閣府は、情報の共有等を行うことで、可能な限り、共通の考え方の下で運用を行うよう努めることとしています。</p> <p>新ガイドラインにおいては、「令和7年度より、内閣府では、内部的に、具体</p>

	<p>本県においては、立入検査が法人の抱える問題点を発見する契機ともなっており、小規模法人をきめ細やかに指導監督する必要性は高いと考えていることから、立入検査の方法を大きく変える必要性を感じていない。</p> <p>昨年度のブロック会議において、内閣府と都道府県では、抱えている法人の数や規模に大きな違いがあることが確認され、内閣府からは、「都道府県にとって違和感のない、カスタマイズ可能なものとする方向で検討したい。検査のインターバルについては明確には定めない方向で検討している。」との話もあったところである。</p> <p>については、新ガイドライン（案）219ページ2行目の「基本的には、すべての法人を対象として、概ね10年以内を目途に行うことし、法人のガバナンス状況等に応じて柔軟に判断する。」との記載については、「内閣府においては、基本的にはすべての法人を対象として、概ね10年以内を目途に行うこととし、各都道府県においては、3～10年以内を目途に行うこととするが、法人のガバナンス状況等に応じて柔軟に判断する。」と明記することとしていただきたい。</p> <p>また、新ガイドライン（案）に対する直接の意見ではないが、新制度に対応した「自己チェックシート」及び「備置き書類一覧」については、情報提供いただきたい。</p>	<p>的な監督処分等の必要性の判断を念頭に置いて随時に行う立入検査を「重点検査」、実態把握のために定期的に行う立入検査を「点検調査」と区別して扱うこととしており、」と、主語を明示して内閣府における立入検査の区分・手法を紹介しているところです。また、「本ガイドラインにおいても重点検査と点検調査は区別して取り扱うが、結果的に両者の性質を併せ持つ立入検査も想定され」として、区別自体が曖昧であり得ることを明示しています。</p> <p>さらに、「概ね10年以内」は、ガバナンス状況等に応じて短いインターバルとすることを当然の前提としています。</p>
--	--	---

		<p>各都道府県におかれましては、制度の趣旨を踏まえ、内閣府の取組も参考に監督にあたっていただきたいと考えます。</p> <p>なお、御要望いただきました「自己チェックシート」及び「備置き書類一覧」につきましては、各都道府県に改めて情報提供させていただきます。</p>
<p>第6章2</p>	<p>【12】 P208 「監督措置」について ⇒「監督措置」の定義について補記いただけますでしょうか。 これまで、この用語の意味するところは、「報告徴収、立入検査、勧告、命令、認定の取消し等の規定が置かれているほか、他節に規定されている変更の認定、定期的な事業報告等も新公益法人の事業の適正な運営を確保するための措置であり、これら全体を監督の具体的措置」（監督の基本的考え方（内閣府））であったと思料します。法27条に改正はないため基本的考え方に変更はないものと理解しておりますが、「監督の基本的考え方」を新GLで更新する以上、用語の定義は記載すべきものと考えます。</p>	<p>新ガイドラインにおいては、監督措置とは、認定法第27条の規定による報告徴収及び立入検査、第28条第1項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、第29条第1項若しくは第2項の規定による認定取消し等をいいます。</p> <p>御指摘を踏まえ、初出の箇所にて定義を記載いたし</p>

		ます。
第6章3	ガイドラインの変更を受けた立入検査に関する手引き等作成予定がありますでしょうか。あるようでしたらいつ頃作成予定かも合わせてご教授ください。	ガイドラインの変更を踏まえ、どの程度立入検査に関してどのような書類を整備するかは、今後、検討いたします。
第6章4	○210頁 下から2つ目の○ 「移行法人が公益の目的のための支出（整備法第119条第2項第1号各号の支出をいう。）を行う限りにおいて公益法人と共通の考え方で監督を行う必要があると考えられることから、原則として公益法人の監督に準じた考え方で監督を行う。」とあるが、具体的にどのような考え方で監督を行うのか。例えば、定期提出書類の提出がない法人や、必要な事項の未記載や重大な誤りがある法人に対して、公益法人の監督に準じて、速やかに監督処分等を行う（213頁）のか。すなわち以下との繋がりも、判然としない。	移行法人についても、定期提出書類の提出や各種届出等の義務が整備法で定められているため、合理的な理由なく未提出の場合等に果断に監督を行っていくという方針は公益法人の監督と同様と考えます。
第6章5	■224ページ (3)罰則の適用に係る手続（裁判所への過料事件の通知等）とあるが、参考までに内閣府の方法について、明らかにしてほしいです。	記載のとおり、裁判所へ過料事件の通知を行うこととなっています。

【第7章～第8章、様式集、告示】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
第7章1	<p>【13】P226 「内閣府公益法人行政担当室においては、一元的な情報開示のプラットフォームの提供について、今後継続したDX推進により、国民にとって利便性の高い形で公益法人の情報、データを提供するシステム整備を進める。」</p> <p>⇒システム整備に関してですが、法人から寄せられるよくある質問については、今後、FAQを作成されると思いますが、AIによるチャットボットを導入するなど、利便性が高いツールの活用を検討いただけるとありがたいです。</p>	<p>公益法人等が法人運営に役立つ情報や行政庁への変更認定申請、定期提出書類などに関する情報などに迅速にアクセスできるよう、令和6年度中にチャットボットの導入を予定しています。御指摘の点に関しましても、今後のシステム整備に向けての参考にさせていただきます。</p>
様式集1	<p>様式別表A 「減価償却費に係る調整」について、対象資産を具体的に記載する箇所を設けていただきたいと思います。</p>	<p>現時点ではそのための欄を設けることは想定しておりませんが、今後、公益充実資金の活用等が進み、多くの法人でそうした欄があった方が良好な状況になれば、様式も見直したいと考えております。</p>

様式集 2	<p>様式 P. 39 役員報酬（賞与、退職手当等一切の報酬を含む）と追記していただきたいです。</p>	<p>役職ごとは、「報酬等の総額」中に「うち、退職手当の額」としており、2000万円をこえる部分については、「公益法人から受ける財産上の利益」として、御趣旨表しているものと考えますが、手引き等含めまして表現について検討いたします。</p>
様式集 3	<p>様式【新別表 A（5）－1（公益充実資金の明細）】</p> <p>個別事案的な内容ですが、現行制度の資産取得資金においても、建物更新積立資産など積立期間が長く、かつ積立額も多額な場合、その積立資金を仕組債など有価証券で保有する場合があります。</p> <p>この場合、当該有価証券の期末価額（特に実際に取り崩していない評価損）をどのように様式の「今期末残高」に記載するか、何らかの形で説明があったほうが判りやすいと思います。</p> <p>また、当該有価証券の期末価額の増減と中期的収支均衡の判定計算への影響も含めた説明もあれば、更に判りやすいと思います。</p>	<p>資産取得資金については、積み立てを行っている間にどのような形で財産を保有するか制限を設けてはいませんが、毎事業年度の「取崩額」及び「積立額」でその額を管理することから、評価額の変動と資金額は切り離されたものと考えております。</p>
様式集 4	<p><様式集></p> <p>○公益認定申請編では、公益充実資金の明細については、P14「別表 A(5)-2」、資産取得資金等は P22「別表 C(3)」に記載することとされています。同一の財産を公益目的事業</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

	及び収益事業等で共同して用いる場合の財産の取得資金であれば、総額のうち、それぞれの事業区分に該当する金額を、それぞれの様式に記載することとなりますか。	
様式集 5	OP15・P51 新別表B(1)「公益実施費用額の計算」4欄～11欄、「収益等事業実施費用額の計算」14欄～21欄、「管理運営費用額の計算」24欄～31欄が、「(旧)別表B(5)の表記となっています。それぞれ、新A表、新B表、財務諸表の注記等からの転記となるのではないのでしょうか。	様式集・表紙に記載のとおり、様式はイメージ段階のものであり、最終的な様式では適切な記載をさせていただきます。
様式集 6	OP27 「別添 株式等の保有状況」の本文が、認定法施行規則第4条とあるのは、第6条ではないのでしょうか。	修正いたします。
様式集 7	OP57 新別表C(2)の認定規則第46条第1項第6号等とあるのは、認定法施行規則第36条第3項ではないのでしょうか。	第46条第1項第6号の「使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細」等です。
様式集 8	様式集 42～43 ページ 「運営組織に関する重要な事項」の「(4)会員等について」と、「(7)イ:会員等について」は同様の情報を記載するものとなっており、法人の記載の手間や記入漏れや不一致などの補正の原因となるため、(7)イを削除するか、自動転記でどちらかに記載すればよいものとしていただきたい。	(7)イを削除し、注記(4)に入れる修正いたします。
様式集 9	様式集 52～54 ページ 現行制度において、別表B(2)から(4)までについては、一度作成したら継続的に作成するよう内閣府から指導を受けた経緯がある。しかし、現行制度となってから時が経ち、別表B(2)から(4)を作成せずとも公益目的事業比率が50%以上となっている法人が見られている。こうした法人においては、別表B(2)から(4)を作成しな	御指摘の調整については、従前から、正当な理由がある場合を除き、継続しなければならないと規定されており(改正内閣府令

	<p>いこととしても問題ないか。もし、一度作成したらその後の事業報告等の提出において作成が義務付けられるのであれば、その旨を新ガイドラインや様式に記載していただきたい。</p>	<p>第 27 条第 2 項など)、その旨は新ガイドラインでも明記しております。</p> <p>なお、「継続しなければならない」とする趣旨は、毎年度の収支の状況に応じて、恣意的に調整をしたりしなかったりするようなことは認められないとするものであり、今まで調整を行ってきた法人が、何かの理由があり、これまでの収支の状況等を踏まえ、「今後は調整を行わない」と決定することは、排除されません。</p>
<p>告示 1</p>	<p><告示></p> <p>○「2 内閣総理大臣が定めるものは、令和 2 年度及び令和 3 年度新型コロナウイルス感染症の感染拡大とし、」とあります。令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間及びまん延防止等重点措置期間があった年度ですが、令和 4 年度以降も新型コロナウイルスの感染拡大防止のため自主的に事業を縮小するなど事業の実施に影響があった法人もあり、令和 4 年度以降も本規定の対象とすることはできませんか。</p>	<p>当該規定は、改正内閣府令案第 17 条第 2 号に基づくものですが、剰余額の解消について、法人の個別の事情を斟酌する同条第 3 号とは別に、一定のニーズの下に特に必要性がある</p>

		<p>事態を指定するものです。 御指摘のようなケースがある可能性はございますが、当局においては確認しておらず、その場合、同条第3号に基づき、当該法人の事情を個別に確認いただくようお願いいたします。</p>
--	--	--